

～小売酒販組合の活動をご存知ですか？～

新たに酒類小売業免許を 取得された皆様へ

ようこそ酒販業界へ！

この度は、酒販小売業免許を取得され、おめでとうございます。皆様は、これからお酒を販売することができるようになります。お酒の販売になぜ免許を取る必要があるのか、お酒に関する法律にはどのようなものがあるのか、皆様はご存知でしょうか？また、お酒の販売業者が集まって協議し、より良い小売酒販業界をつくっていく小売酒販組合の存在を、皆様はご存知でしょうか？

このパンフレットでは、小売酒販組合の活動内容をご紹介しますとともに、お酒の周辺や関係法令の概要をご説明させていただきます。

組合の活動に少しでも興味をお持ちになられた方は、下の囲みの中のお電話番号にお気軽にご連絡ください。心よりお待ちしております。

全国小売酒販組合中央会

地区組合

小売酒販組合の概要

道府県連合会

関係諸団体

全国小売酒販組合中央会とは…昭和28年法律第6号酒税法、並びに昭和28年法律第7号酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（組合法）の規程に基づく酒税保全措置の実施に対する協力と会員たる酒販店組合員の規定に基づく酒税法違反を未然に防止するため必要な啓蒙及び指導を行なう団体として設立された。
組合員数 106,103件



お問合せ・加入のお申込みは

主な組合活動をご紹介します！

お酒は、酒税を担うとともに、致酔性・依存性を有する特別な商品です。お酒が特別な商品であることから、①酒税法、②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」といいます。)、③未成年者飲酒禁止法、④「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(酒類ガイドライン)、⑤刑法(危険運転致死傷罪)、⑥道路交通法(飲酒運転等)、その他関係行政庁の政省令や通達、各地方自治体の条例等の様々な関係法令等が規定されております。

小売酒販組合は、酒類小売業者のために酒類業組合法に基づいて設立された、唯一の団体で、酒税保全・酒類行政への協力と共同利益のための事業を行なうことを目的として活動をしています。

酒税保全への協力

お酒は「酒税」という高率な税金がかけられた財政物資です。酒税は、「蔵出税」といって酒税の製造者等が酒類の種類や移出する量によって国に収めるものですが、消費者に円滑かつ適正に転嫁されてはじめて「酒税保全」となります。

酒類小売業者は、酒税保全のため、所轄行政庁の行なう施策に協力しなければならないこととなっております。その一環として、酒類小売業者には、酒類の仕入や販売等に関して帳簿を記帳し、これを毎年1度、所轄税務署に報告する義務があります。

小売酒販組合では、行政が行なう酒税保全への施策に協力するとともに、地域の販売管理者等についても、組合員に対して指導・助言を行なっております。

未成年者飲酒防止に関する活動

小売酒販組合は、様々な地域活動で中心的な役割を担っております。

未成年者の健全育成・非行防止等の観点から、年齢確認の徹底、販売体制の整備、分離陳列の実施等、未成年者飲酒防止活動を積極的に行なっているのもその一例です。

また、毎年4月が「未成年者飲酒防止強化月間」であることから、関係機関とともに作成したポスターを全組合員に配布し、店舗のよく見えるところに掲示するようお願いしております。



↑各酒販組合の活動の一部

表示基準の遵守の周知・徹底

平成15年9月より、酒類を適正に管理する観点から、酒類を取扱う販売場では、「酒の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨表示が義務付けられました。

小売酒販組合では組合員に対し、表示基準の概要等を周知・徹底して適切な指導を行なうとともに、「お酒コーナー」のボードを斡旋したり、お店ですぐ使える表示例を示したりしています。

①「酒類の売場である」旨等の表示



最低100ポイントの大きさの文字でなければなりません。

②「明確に区分」するための表示（文字の大きさの定めはありません。）

これはお酒です 20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

これはお酒です 20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

陳列等（扉を含む）の見やすい位置に、「陳列商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません」旨を表示。冷蔵ケースの様には扉がある場合は、扉を閉じた状態でも開いた状態でも認識できるように表示する。

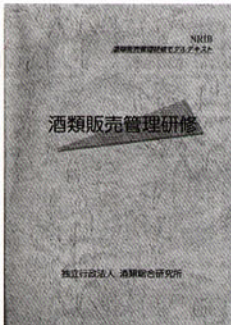
お酒コーナー

20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

全国小売酒販組合中央会

酒類販売管理研修の実施

右の写真は研修用のテキストの一例



酒類小売業者は、酒類の販売業務を開始する日までに、販売に従事する者のうちから、「酒類販売管理者」を選任し、選任してから2週間以内に所轄税務署に届出なければなりません。また、酒類小売業者は、選任した「酒類販売管理者」に対し、3ヶ月以内に小売酒販組合等の指定団体が実施する研修を受けさせるよう努めなければなりません。

研修の日時・費用等に関しては、最寄の小売酒販組合等でお尋ねください。

酒類市場の安定化に向けた取組

酒類業界の健全な発展には、行政・生販三層（製造・卸・小売の各段階をまとめていう言葉）で、酒類市場の安定に向けた取組みが必要です。

小売酒販組合では、酒類メーカー各社や卸の団体等との協議を通じて、市場安定・業界発展に向けた努力を行なっているところです。併せて、国税庁の「公正競争指針」（平成10年）、公正取引委員会の「酒類ガイドライン」（平成12年、13年）等を組合員へ周知して遵守するよう指導するとともに、不当廉売等の違反行為を繰り返し行なっている業者については、独占禁止法第45条に基づく申告を積極的に行なって、違反行為を行なっている業者を徹底して調査するよう公正取引委員会に働きかけています。

その他の活動

その他、小売酒販組合では、リサイクル活動の推進、近代化のための情報提供、酒類販売業者に有利な低利融資制度の紹介などの活動も積極的に行なっています。

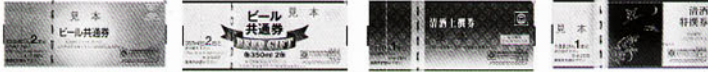
関係団体等



酒販協同組合

酒販協同組合は、中小小売酒販店を組合員とし、その組合員の共同購買事業を推進するために中小企業協同組合法に基づき設立された団体です。

協同組合のプライベートブランドをはじめとする商品、並びに全酒協のビール共通券・清酒券の販売等を中心に事業活動を展開しています。



全酒協の取扱商品の一例です



酒販生活協同組合

組合員の酒類販売に携わる方々を対象に、不慮の火災による罹災者等を救済する為の共済事業を目的として、厚生労働省の認可を受けて設立された団体です。現在、以下のような共済事業を行なっています。

●掛金1口2,000円で幅広い保証●

①火災共済：20口で最高2,100万円（臨時費用含む）

②生命共済：全ての死亡…20口で40万円

配偶者又は子供が災害死亡…20口で40万円

③自然災害共済：20口で最高80万円：地震等災害見舞金付き

その他、宿泊施設や斡旋事業（商品総合補償制度・がん保険等）もあります。

関係法令等

●酒税法●

酒類の区分、製造・販売免許の要件、酒類の種類や量による酒税額・徴収方法等を定めた法律。

●酒類業組合法●

酒税保全や酒類業界のため、酒類業者が組合を設立して酒税保全に協力するとともに共同の利益を増進する事業を行なうことができるようにし、酒税確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的として制定された法律。

●未成年者飲酒禁止法●

大正11年に施行された法律で、最終改正は平成13年12月。未成年者が飲用すると知って酒類を提供・販売した者は50万円以下の罰金に処せられる。また、従業員が同法違反で罰せられた場合は、その店舗の経営者も同罪が科される。さらに、同法違反で罰金刑となった場合は、酒類小売免許が取り消される可能性がある。

●酒類ガイドライン●

酒単独の取引ガイドラインで、不当廉売や差別対価等の考え方を示しているもの。

●危険運転致死傷罪●

刑法の中に新設され、平成13年12月に施行。酒酔い運転や信号無視等の危険な運転で、被害者を死亡させた場合は1年以上15年以下の有期徒刑、負傷の場合は、10年以下の懲役。

●道路交通法●

平成18年6月に駐車違反對策として、悪質・危険、迷惑な違反を重点に短時間の放置駐車も取り締まりが行なわれ、確認事務の民間委託が行なわれる等駐車違反對策が強化された。